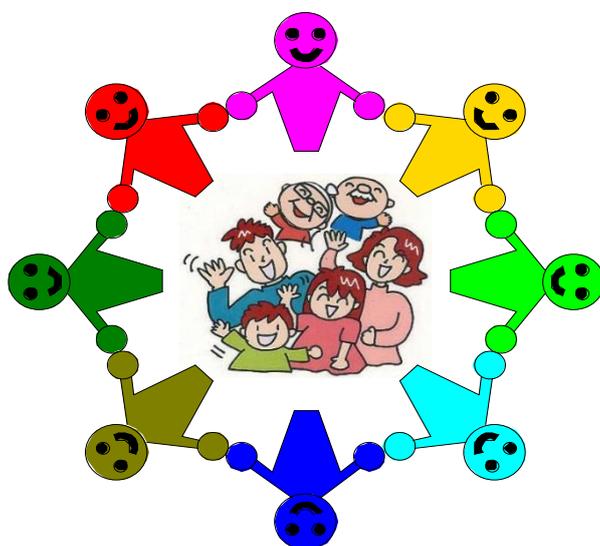


# 第2次広川町協働推進計画



第2次広川町協働推進計画策定委員会

～ 目 次 ～

**第1章 計画の趣旨**

- 1. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 計画の位置づけと期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4. 計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

**第2章 協働の基本方針**

- 1. 協働の概念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2. 協働の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3. 協働の領域と手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

**第3章 計画の基本的な考え方**

- 1. 第1次計画の振り返りと改善の方向性・・・・・・ 11
- 2. 目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3. 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

**第4章 計画の推進施策**

- 1. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2. 施策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

**第5章 計画の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18**

**資料**

- 1. 広川町協働推進計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・ 19
- 2. 第2次広川町協働推進計画策定委員会委員名簿・・・・ 20

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1. 計画の目的

近年、人口減少と少子高齢社会が到来し、社会の状況が大きく変化する中で、広川町を取り巻く環境も複雑化、多様化が進んでいます。このような中で次々と発生する防犯や防災、福祉や生活環境などのさまざまな地域課題に対して、多様な主体が協働で解決に取り組む必要性が高まってきました。

平成27年には「第1次広川町協働推進計画」が策定され、令和2年度までの5年間で計画が進められた結果、地域課題に対して、行政や地域組織、事業所やボランティア団体などが、それぞれ自主的に、ときには協働で解決に向けた取り組みを行ってきました。

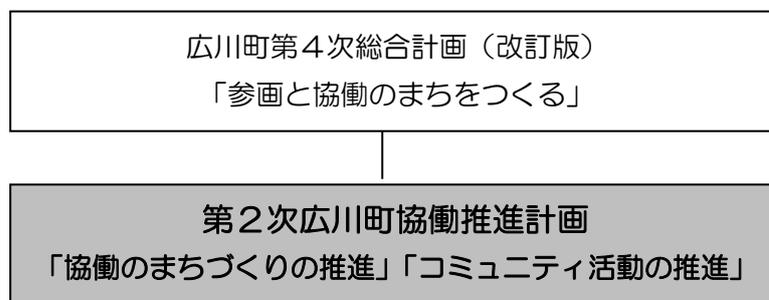
この取り組みを継続していくとともに、さらに発展させて困難な地域課題の解決へつなげていき、協働のまちづくりを実現するために「第2次広川町協働推進計画」を策定しました。

## 2. 計画の位置づけと期間

「第2次広川町協働推進計画」は「広川町第4次総合計画（改訂版）」を上位計画とするとともに、**広川町における協働の基本的な考え方や施策を示す計画**として位置づけられます。加えて、広川町第4次総合計画（改訂版）の基本施策1「出会いと語りのあるまち」の1-1「協働のまちづくりの推進」および1-2「コミュニティ活動の推進」に掲げた施策を進めるための個別計画という位置づけでもあります。

また、本計画の期間は総合計画の期間と合わせて、**令和3年度から令和5年度までの3カ年**とし、施策を展開します。

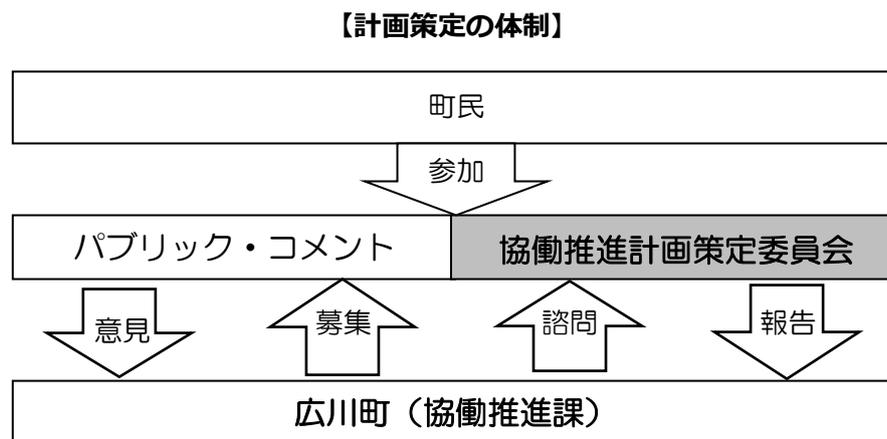
### 【計画の位置づけ】



なお、これまでの施策の根拠として策定された「住民主体の地域づくり推進計画に関する報告書」（平成20年2月）と、「広川町ボランティア活動センター運営計画」（平成28年10月）については、内容が今回策定された計画と類似する部分があるため、今回の計画へ合流する形となっています。

### 3. 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、町民4名と有識者1名で構成される第2次広川町協働推進計画策定委員会において計画案を協議し、町民からのパブリック・コメントを実施しました。



### 4. 計画策定の経過

上記に示す体制のもとに、以下に示すように検討を進めました。

#### 協働推進計画策定委員会

第1回	令和2年9月2日（水）	委員委嘱、協働についての意見交換
第2回	令和2年10月7日（水）	協働推進の課題について協議
第3回	令和2年12月7日（月）	第1次計画の振り返り 第2次計画の理念・施策体系案協議
第4回	令和3年1月25日（月）	協働推進計画原案の協議
第5回	令和3年3月15日（月）	協働推進計画案提出

#### パブリック・コメント※

令和3年2月16日（火）～3月5日（金）	結果：0件
----------------------	-------

※パブリック・コメント：広く住民に意見・改善案を求めること。

## 第2章 協働の基本方針

### 1. 協働の概念

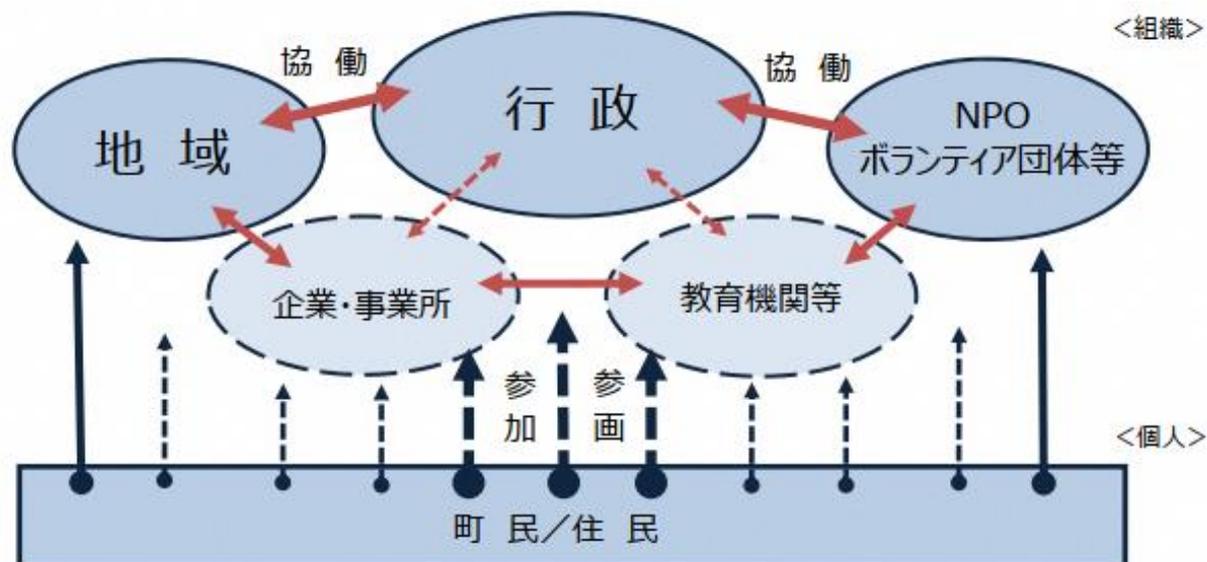
#### (1) 協働の定義

広川町における協働の定義は、下記の通りとします。

地域課題解決の手段・手法のひとつで、  
立場の異なる人や組織が  
共通の公益的目的・目標の達成に向けて、  
対等な関係となるように、責任と役割を分担し、  
相互に努力して成果を出すこと

また「協働のまちづくり」は、広川町における協働を大切にしまちづくりの考え方・理念を表すものとなります。

【協働のまちづくりのイメージ】



協働のまちづくりは、人の参加・参画があって初めて成立するものです。本計画では、協働の推進に加えて、各種活動への町民の参加促進や、行政施策等への住民参画の推進についても、計画において取り組む対象とします。

## (2) 協働の必要性とその背景

現在、以下のような地域や社会の現状を背景に、協働が求められています。

### 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

広川町の総人口は、国勢調査によると平成22年の20,253人をピークに減少に転じており、平成27年には20,183人となっています。高齢化率は平成27年には27.0%と、全国平均をわずかに下回っていますが、増加傾向で推移しています。また、年少人口比率は14.4%と、全国平均を上回っており、年少人口比率は高くなっています。

しかし、今後広川町でも少子高齢化や人口減少はますます進み、町の活力低下の要因になります。この問題は、本町だけの問題でなく、多くの自治体が抱える問題であり、地域間で定住化促進による人口争奪の競争もはじまっています。

さらに、人口構成の変化によって、これまでは地域や家族という単位で実施されてきた支え合い、助け合いによる住民互助の取り組みを維持、継続していくことが難しくなってきました。

加えて、町内においても地区ごとの人口などに差が生じており、これまで以上にそれぞれの地区特性に応じたまちづくりが必要となっています。

### 【広川町における人口の推移】



注：総人口には年齢不詳を含む。

※広川町第4次総合計画（改訂版）P10より抜粋

## 地方財政の悪化と多様化する住民ニーズ

国・地方自治体の長期債務の残高が1千兆円を超える中で、今後の地方財政の見通しも厳しいものがあります。本町でも平成17年より、予算の見直しや人員配置などの行政改革に取り組んでいます。

住民ニーズが多様化・拡大する中、町の職員数を増員した対応が難しく、また職員1人当たりの業務量も増えており、従来のように行政のみでニーズに対応することには限界がきています。

### 【広川町における町職員数の推移】

年 度 部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政職	94	93	91	89	94	93	-1 -1.06%
教育	14	13	12	11	12	11	-3 -21.43%
普通会計計	108	106	103	100	106	104	-4 -3.70%
公営企業会計計	16	16	16	15	16	17	1 6.25%
総合計	124	122	119	115	122	121	-3 -2.42%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(教育長を除く)

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の団体の合計職員数。

## 地球規模の問題が身近な町民生活に影響

経済のグローバル化により国際分業が進み、国境を越えた経営資源(人材、原材料・製品・設備、資金、情報)の地域間競争が進行しています。また地球規模での環境問題が深刻化する中で、近年その影響は大規模災害という形で現れるようになりました。地域産業の空洞化や生活環境の維持など、広川町でも例外ではなく、身近な町民生活にも大きな影響を及ぼしています。

上記のように、時代の変化や社会情勢の変化によって、これまでの仕組みや慣習では乗り越えられない課題が山積している状況にあります。この課題解決は行政だけでも、住民だけでも難しいのが現実です。この現状を打破すべく、協働によるまちづくりが求められています。

## 2. 協働の原則

協働のまちづくりの推進には、協働に関わる人々の共通認識が必要です。協働を進めるための基本的な考え方として、広川町における協働の原則を以下に示します。

### ① 自律の原則

自律とは、自ら考え、自ら行動することです。協働の主体となる人や組織が、精神的かつ経済的な自律を意識しておかないと、依存や支配を生み出す関係となり、地域課題の解決という目標に到達できなくなります。

### ② 相互理解・尊重の原則

協働の主体それぞれが、話し合いを通して、立場の違いや考え方の違いを認識することで、相手を理解し尊重することができます。そのためには、まずは自らの強みや弱みを認識し、整理して受け止めることが大切です。

### ③ 対等の原則

協働の主体は、それぞれが異種・異質な存在であり、もともと所持する資源や資金、情報などにも格差があるため、残念ながら対等な存在ではありません。

しかし地域課題の解決が、資源や資金、情報を有する主体の態度や意向に左右されすぎると、他の主体の能力や資源が有効に機能せず、成果が出ないことになる可能性もあります。

したがって協働における対等性は、協働のプロセスの中で、まずはもともとの格差を受け止めると同時に、地域課題の解決に向けて障壁となる格差を解消し、対等な状態を作り出すことが重要です。

具体的には、相互に持つ情報の共有、相互のメリットの確認、相手の置かれている事情への配慮など、歩み寄りや折り合いをつける努力が大切です。

### ④ 目的共有の原則

目的の共有とは、何のために協働するのかをお互いが共有することです。それぞれの主体の目標が異なっても、協働での取り組みに関しては、共通の目的を持つことが大前提です。

情報を共有し、地域課題への取り組みに共感し、解決の目標を同じくし、相互補完ができることがわかったときに、協働が始まります。

## ⑤透明性の原則

協働での取り組みに関する情報は、公開することが原則です。協働に関わるプロセスや成果、協働の主体同士の関係性などを明らかにすることで、事業の透明性が確保され、信頼性の向上につながります。

また情報を公開することで、取り組みに関心を示す人々の参加意欲が高まり、さらなる参加・協働が促進されます。

## ⑥役割分担の原則

協働での取り組みにおいては、解決に必要な役割について、それぞれの主体間での分担が必要になります。また役割に応じた責任も、併せて分担することが必要です。役割や責任を明確にすることで、協働の主体それぞれの良さが発揮され、相互補完につながり、相乗効果をあげることができます。

## ⑦有期・時限の原則

協働での取り組みを進めていると、課題の解決が進んだり、取り巻く環境が変化したりすることで、それぞれの役割分担に変化が生じてきたり、次の新たな課題が見えてきたりします。同じ役割や関係性で、同様の取り組みを永遠に継続していくことは難しく、どこかのタイミングで評価と見直しが必要になります。

協働を始めようとするときは、ひとつのプロジェクトという位置づけでとらえ、一定の期間を設定し、期間終了前後における振り返りの設定や、引き続き継続する場合の見直しや改善を含めて想定しておくことが重要です。

## ⑧自己変革の原則

協働によって解決を図る地域課題の中には、未知の新たな課題も存在することが想定されます。つまり協働には挑戦的要素が高く、まさにこれまでにない課題に対して、様々な主体が共にチャレンジすることになります。

その経験や知見は、自らの業務や活動に活かすことができます。協働を通して得たスキルやノウハウが、所属組織や自己の成長や変革に寄与し、さらなる効果をもたらします。もちろん想定や計画性は大切ですが、協働においては、失敗を恐れず地域課題の解決へ果敢に挑む姿勢が、それ以上に大切です。

### 3. 協働の領域と手段

地域の課題は、それぞれの主体が自らの役割に基づいて解決に臨んでいます。そして主体単独では課題解決が難しいときには協働することになります。行政と町民等とが協働する際には、さまざまな方法があります。

下表における協働の領域と手段はその一例になります。地域課題の状況やそれぞれの主体の置かれた環境を考慮して、協働の手段を選択することになります。

【行政と町民の関係における活動の領域と活動例、協働の領域と手段】

活動の領域	行政管理領域	行政が単独で責任を持って担う領域 例：許認可、課税	↓ 協働の手段 ↓		協働の領域
	行政主導領域	行政が主導し、町民が協力する領域 例：社会保障、施設管理	委託 住民参画	情報交換など 物的協力・広報協力・	
	両者主導領域	町民と行政が両者共に主導する領域 例：各種公共サービス	共催 実行委員会		
	町民主導領域	町民が主導し、行政が協力・支援を行う領域 例：社会実験、問題発見など	後援 助成・補助		
	町民管理領域	町民が主体的かつ自律的に活動を行う領域 例：思想信条、趣味活動			

上表の青色で表示した部分は行政管理領域、赤色で表示した部分は町民管理領域となります。そして、黄色で表示した部分が「協働の領域」となり、この領域に当てはまる活動は、協働での取り組みの可能性が高くなります。

そして協働の手段を選択するより前に、可能な限り協働における役割や責任の分担について、協働の主体相互の協議によって決定することがとても重要です。また役割分担を協議する際に「どちらが担うべきか」という視点のみで話し合うと、結果として責任の押し付け合いに発展する可能性が高くなります。協働においては、必ずしもあるべき姿ばかりに縛られる必要はなく、得意な方やできる方が役割を担うほうが、上手く進む傾向にあります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 第1次計画の振り返りと改善の方向性

平成27年策定の第1次計画では、5つの基本施策をもとに具体的な取り組みを進めてきました。その進捗に関する振り返りについては、本策定委員会での協議の他、令和元年度に開催された「広川町協働推進会議」において実施されました。

#### (1) 5つの基本施策に関する振り返りと改善の方向性

##### 基本施策1 町民と行政との情報の共有化の推進

情報共有については、一定の取り組みがなされており、今後の町の取り組みとして、できるだけ対象とする町民にきめ細やかに届くような方法を選択し、資源を集中させていくようにして、効率的で効果的な情報収集と発信になるように務めることが必要です。

##### 基本施策2 地域コミュニティの活性化

スキル向上に関する取り組みなど、計画当初の想定通りにはいかず、施策が一部計画通りに着手できていないものもありました。一方で町における地域対応については、それなりの労力と負担がかかっていることもあり、計画策定にあたっては、そのギャップをできる限り小さくしていく必要があります。

また前出の「住民主体の地域づくり推進計画に関する報告書」に掲げる取り組み内容も含めて、実効性を高めるための見直しを図る必要があります。

##### 基本施策3 市民公益活動の推進

第1次計画に基づいて策定された「ボランティア活動センター運営計画」について、広川町社会福祉協議会とともに3年間、施策を推進したことにより、その成果は取り組み状況として確実に成果が現れてきています。

今後はボランティア活動センターの基本機能の維持、充実につながるようにする必要があります。

##### 基本施策4 組織の連携と交流促進

区域を超えたまちづくり委員会の交流・連携など、一部着手できていないものもありましたが、そもそも無理に進めて行く必要はなく、地域にとって必要性の高いもので、受け入れやすい内容から進めていく方が望ましいと考えられます。

## 基本施策5 協働推進のための仕組みづくり

自治のルールづくりと住民参画の推進に関する施策について、着手できていませんが、引き続き必要性について検討をしていくことが大切です。

### (2) 計画の策定と実行に関する振り返りと改善の方向性

- 第1次計画は主要施策が多岐に渡っており、実現可能性や成果を念頭に入れた計画になっていないため、全く着手していない施策が発生しています。少なくとも今後は計画期間中で全く着手できない施策を少しでも減らし、確実に実行に移すことができる計画にしていく必要があります。
- 第1次計画の推進施策は、主要施策が横並びの状態であり、どの部分が優先的に必要なかを見極めることが難しい状態となっていました。今後はこれまでの実行実績と、現在のニーズ・課題の状況を踏まえ、実行段階において判断の目安となる、ある程度の優先順位づけを行う必要があります。
- 協働推進計画は、推進施策について必要な項目を示すことで、計画推進の方向性を示すものであり、具体的にいつ、どのタイミングで計画を実行に移すのかについて明記されていないため、第1次計画の実行にあたっては、その時々担当者の判断で実行せざるを得ない状況が発生し、その結果、取組状況に差が出てきています。優先順位や課題の段階を見定めて、必要な施策が打てるようにするためにも、実行の目安となる実施計画を策定する必要があります。

## 2. 目指す姿

### 協働推進による、町が目指す将来像の実現

広川町では第4次総合計画（改訂版）において、目指す将来像を下記の通り設定しています。

みんなでつくる未来 だれもが元気で笑顔に満ちたまち 広川  
～安全・安心・快適を実感できるまちづくり～

この将来像の実現は、行政のみで達成することはできません。多くの分野や施策において、町民と共に力を合わせ、協働で取り組んでいきます。

## **参加・協働の先にある「住民自治」の実現**

まちづくりの究極は、住民が自ら積極的に地域課題の解決へ取り組み、解決を担う組織を自律的に運営していく「住民自治」を行うことです。理想の住民自治に向けて、参加や協働による地域課題の解決を促進します。

### **3. 計画の基本理念**

町が本計画の推進を担う上で大切にしている基本的な考え方を次のとおり掲げます。

- ◆ **常に町民との対話や、行政内部での連携を心がけ、ニーズや情報の共有と、相互理解に努めていきます。**
- ◆ **相手に「こうして欲しい」と要望する姿勢ではなく、自分が「これならできる」と考える姿勢で取り組みます。**
- ◆ **「誰かがやってくれるだろう」という他人任せの意識ではなく、「私たちに何ができるのか」という意識で臨みます。**
- ◆ **できない理由を考えるのではなく、「どうすれば実現可能なのか」という視点で、前向きに考えていきます。**
- ◆ **協働を一つの挑戦として、自分を成長させる機会としてとらえ、失敗を恐れず果敢に挑んでいきます。**

以上の理念を大切にして、同じ志を持つ町民と、お互いの違いを越えて向き合い、共に複雑な課題に挑む「協働のまちづくり」の実現に向けて行動します。

## 第4章 計画の推進施策

### 1. 施策の体系

第1次計画の振り返りを踏まえて、推進施策については3つの基本施策と6つの主要施策で構成されています。基本施策1では協働推進に必要な環境づくり、基本施策2では具体的に協働、連携を進めるための方策、基本施策3では広川町でまちづくりの中心となるコミュニティ活動、以上3つの基本施策の推進を掲げ、地域課題の解決が着実に進むように、実現性と実効性を重視した体系としています。

#### 【基本施策と主要施策の体系】

<b>基本施策1 協働推進のための環境整備の推進</b>	
主要施策(1) 情報提供と住民参画の推進	住民の関心や理解を引き出す情報発信の強化
	情報公開の充実
	各種行政計画策定における住民参画の推進
主要施策(2) 協働推進に必要な環境の構築	協働推進会議における計画の管理
	まちづくり条例制定の検討
<b>基本施策2 多様な主体による協働・連携の推進</b>	
主要施策(1) 組織同士の協働・連携の促進	地域間の連携促進
	まちづくり団体や事業者等も含めた協働の促進
	課題に関する情報交換と相互理解の促進
主要施策(2) 住民による自主性の高い活動の支援	人材の発掘と育成・フォローアップの強化
	まちづくり団体の育成支援の推進
	ボランティア活動センターの機能充実
<b>基本施策3 コミュニティ活動の推進</b>	
主要施策(1) コミュニティの支援	地域づくり計画の策定と
	まちづくり交付金の有効活用の推進
	地区担当職員の積極的な参加・協力と フォローアップの推進
	コミュニティ施設等の設備・改修補助制度の継続
主要施策(2) 各種地域活動の促進	自主防災組織による活動の充実
	生活支援・福祉活動の充実
	コミュニティ・スクールの充実

## 2. 施策の概要

### 【基本施策1】 協働推進のための環境整備の推進

協働推進にあたっては、情報や住民参画に関する環境の整備に取り組みます。また協働のまちづくりを推進していくための根拠となる理念条例の検討や、協働推進計画の進捗管理を着実に進めていきます。

#### 主要施策（1） 情報提供と住民参画の推進

##### ●住民の関心や理解を引き出す情報発信の強化

協働を進めるためには、住民との情報の共有が不可欠であり、受け手となる住民の情報ニーズに合わせ、多様な手法での情報発信を行う必要があります。広報ひろかわをはじめ、インターネットを活用した発信などで、積極的な情報提供に取り組みます。

##### ●情報公開の充実

協働における透明性の原則を担保する取り組みの一つでもあります。個人情報の保護に配慮しつつ、できる限り情報を公開し、情報発信とともに住民の関心や理解を引き出す一助となるようにします。

##### ●各種行政計画策定における住民参画の推進

住民の意見を反映させる手段として、審議会やワークショップ、説明会、アンケート、パブリック・コメントなどの手法を取り入れ、町の計画策定等へ住民が意見を述べ、提案をすることができる住民参画を積極的に採用します。

#### 主要施策（2） 協働推進に必要な環境の構築

##### ●協働推進会議における計画の管理

令和元年度に設置された「広川町協働推進会議」において、協働推進計画の進捗管理を行います。協働推進計画の実行に必要な具体的な実施計画に関する協議や、計画の必要な見直しなどについての協議を行います。

##### ●まちづくり条例制定の検討

まちづくりの進め方や各種組織の位置づけなどを明記したまちづくり条例（仮）の制定について、必要性を検討します。

## 【基本施策2】多様な主体による協働・連携の推進

具体的な協働事業などの取り組みへと発展するように、組織同士の協働・連携を進めるほか、協働に参加する町民の発掘や育成などにも取り組みます。

### 主要施策（1） 組織同士の協働・連携の促進

#### ●地域間の連携促進

地域課題の中には、複数の行政区域や広範囲に渡る課題もあります。これらの課題の解決に対して、必要に応じて隣同士の地域、校区単位などでの連携を促進します。

#### ●まちづくり団体や事業者等も含めた協働の促進

複雑化、多様化する地域課題に対応するためには、さまざまな組織による協働を促進していく必要があります。立場や分野、営利・非営利、町内・町外などの枠を超えた協働を促進します。

#### ●課題に関する情報交換の促進

協働を進めていくためには、まず解決すべき課題をお互いに共有していくことが重要です。対話やコミュニケーションの機会を設け、関係性の構築や相互理解などにもつながるようにします。

### 主要施策（2） 住民による自主性の高い活動の支援

#### ●人材の発掘と育成、フォローアップの強化

協働を進めるためには、住民による活動への参加を進めていくことが必要です。多くの組織で構成員の高齢化や減少が発生していますが、今後必要となる人材の発掘と育成に向けた取り組みを行いつつ、既存の活動者や組織運営者に対して、無理なく活動を継続するための考え方や、組織運営のノウハウに関して、フォローアップを行います。

#### ●まちづくり団体の育成支援の推進

自主性をもって活動するまちづくり団体に対して、自律につながる支援を行います。また自主的な活動に意欲を示す住民に対する組織化についても自立支援を行い、協働の主体になるように育成します。

#### ●ボランティア活動センターの機能充実

「広川町ボランティア活動センター」について、主に相談やコーディネート、情報発信に関する機能の充実につながる基盤強化を図ります。

### 【基本施策3】コミュニティ活動の推進

地域コミュニティは、広川町における協働の主体の中心的な存在です。今後も地域づくりに対する財政支援および人的支援を継続していきます。また具体的な取り組みを通して、コミュニティにおける地域活動の推進を図っていきます。

#### 主要施策（1） コミュニティの支援

##### ●地域づくり計画の策定とまちづくり交付金の有効活用の推進

各地域のまちづくり委員会に対して、地域の特性と課題を地域住民で共有し、地域の実情に即した地域づくりを進めるための指針となる地域づくり計画の策定と、計画実行に伴うまちづくり交付金の有効活用に向けた支援を行います。

##### ●地区担当職員の積極的な参加、協力とフォローアップの推進

「広川町地区担当職員制度実施要領」に基づき、町職員による地区の地域づくりに対する積極的な参加、協力を推進します。また、地区担当職員相互の情報共有や意見交換の場を設けつつ、地域づくりに求められるスキルやノウハウ、会議の進め方などに関する研修等のフォローアップを実施します。

##### ●コミュニティ施設等の設備、改修補助制度の継続

持続可能な行政区運営のため、必要に応じて公民館施設の改修や備品整備等の補助金を交付します。

#### 主要施策（2） 各種地域活動の促進

##### ●自主防災組織による活動の充実

自主的な避難訓練や防火訓練、水害対策、要援護者支援など、地域が主体となって取り組む自主防災組織の活動の充実を促進します。

##### ●生活支援、福祉活動の充実

町内における生活支援や福祉活動において、多様な主体による協働、連携による取り組みを促進します。

##### ●コミュニティ・スクールの充実

学校運営協議会を通じた学校と地域の協働、連携を進め、青少年の健全育成と安全、安心な地域づくりを促進します。

## 第5章 計画の実施体制

本計画に基づく施策は、協働に関わる各主体積極的な行動を促し、必要に応じて協働、連携していくことで進めていきます。そこで、行政、町民、地域、NPO・ボランティア団体、企業・事業所の各主体の役割について以下に示します。

### 行政（広川町役場）

広川町役場は公共の福祉の実現に向けて、持続可能な町の発展を担う組織です。少子高齢社会に対応した住民自治や町民主体の公共サービスの充実、協働のまちづくりのために、本計画の推進を担います。また協働の主体として、行政でなければできないこと、行政がやった方がよいことを積極的に取り組みます。

### 町民

町民とは町内に住んでいる人、町内で働く人、学ぶ人、町民活動を行う人など、日常の生活や営みにおいて町に関わる全ての人をいい、子どもたちもまちづくりの大切な一員です。町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに関する情報を積極的に得て、自主的に参加、協力するよう努めるものとします。また、地域に関心を持ち、相互に連携・協力し、地域の課題解決に対して主体的に行動します。

### 地域コミュニティ

地域コミュニティとは、行政区、子ども会、老人クラブ、地区まちづくり委員会、自主防災組織など、居住する地域の課題に対して活動する地域の組織をいいます。地域は、まずお互いが知り合い、お互いの状況に気を配り、お互いに思いやりを持って、助け合う関係づくりに務めます。

### NPO・ボランティア団体

町民が自主的に参加し、営利を目的としない公益的な活動を行うNPO・ボランティア団体は、地域社会の一員として、その活動が広く町民の理解を得て、共感・参加が得られるよう努めます。

### 企業・事業所

企業・事業所とは、町内・町外において事業活動を行う個人及び法人、その他の団体をいいます。事業活動は営利を目的としながらも、地域社会の一員として、よりよい社会を築き上げるという責任のもと、社会が抱える課題の解決に取り組みます。

### 【広川町協働推進計画策定委員会設置要綱】

#### (設置)

第1条 住民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決を行う協働のまちづくりを推進するための広川町協働推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、広川町協働推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、推進計画の策定について調査及び検討を行い、推進計画の素案を策定し、これを町長に報告するものとする。

#### (組織)

第3条 委員会は、学識経験者及び行政区内における地域づくり活動やNPO法人・ボランティア活動、社会貢献活動等のまちづくり活動を行っている者のうちから、町長が委嘱した8人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の任期は、前条の規定による報告が完了するまでとする。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り定める。

#### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長には構成員以外であっても、アドバイザー等を受け入れることができる。

#### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、協働推進課において処理する。

#### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。ただし、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日告示第51号)

この告示は、公布の日から施行する。

**【第2次広川町協働推進計画策定委員会 委員名簿】**

番号	氏名	地域	経歴等
1	熊野 たまみ	熊本市	コミュニティと人の関わり方を教えるC.L.B（コミュニティ・ライフ・バランス）を軸とした地域コミュニティづくりや活動計画策定支援、協働事業支援の他、ファシリテーション研修、ビジュアル・ミーティング研修や相互理解を深めるコミュニケーション研修、ダイバーシティ研修、ベスト・プラクティス研修などを行われています。
2	富永 武生	増 永	NPO法人ボランティアネットワークすくらむのメンバーとして社会福祉協議会の委託を受け、ボランティアセンターを運営し、ボランティア活動の推進に尽力された他、増永区まちづくり委員会でも高齢者の居場所づくり等に関わられています。
3	江口 信也	太 原	広川町社会福祉協議会にて、2012年に広川町ボランティア活動センターを立ち上げ、長年市民公益活動支援を行っています。2017年度から広川町ボランティア活動センター基盤体制を行うなど、市民公益活動の第一線で活動を行われています。
4	塩澄 文子	牟 礼	民生委員・児童委員（主任児童委員）として社会福祉の増進に努められ、子どもたちの見守り活動等を携われるほか、家庭教育支援員として悩める子ども達の相談業務に関わられています。また、広川町国際交流協会の副会長として町内でのボランティア活動等も実践されています。
5	原 和敏	高 間	長年消防団に携わり、平成28年より広川町消防団副団長として、各種訓練等にも積極的に指導に当たり、今後の防災体制の確立に取り組んでおられます。また、地域においても、高間区まちづくり委員会で安全安心の活動をされるなど、幅広くまちづくり活動に関わられています。